



この技術・経験を
守りたい。

事業主・人事労務担当者のための

マンガで
わかる!

在籍型出向



その技術・経験を
生かしたい。

～失業なき労働移動を目指す再就職・出向の専門機関～

公益財団法人 産業雇用安定センター



登場人物



事業主が困ったときに現れる妖精。得意技はタイムスリップ。果たしてその正体は……



産業雇用安定センターのコンサルタント。「従業員の雇用を守る事業主の応援団長」を自認し日々奮闘中。



地域に根差すスーパーマーケットを経営。慢性的な人手不足が最大の悩み。



ある地方都市のホテル経営者。コロナ禍の大打撃で従業員の雇用維持に赤信号。



レストラン経営者。個性あるメニュー開発に挑戦中。そのための即戦力が欲しい！

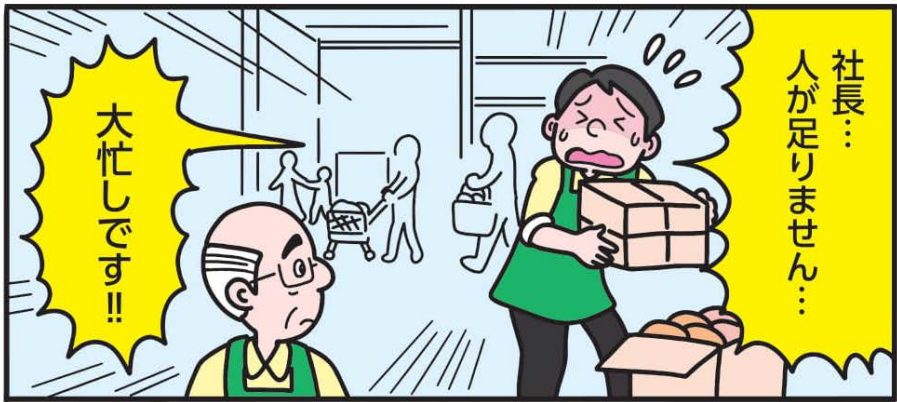
事業主・人事労務担当者のための

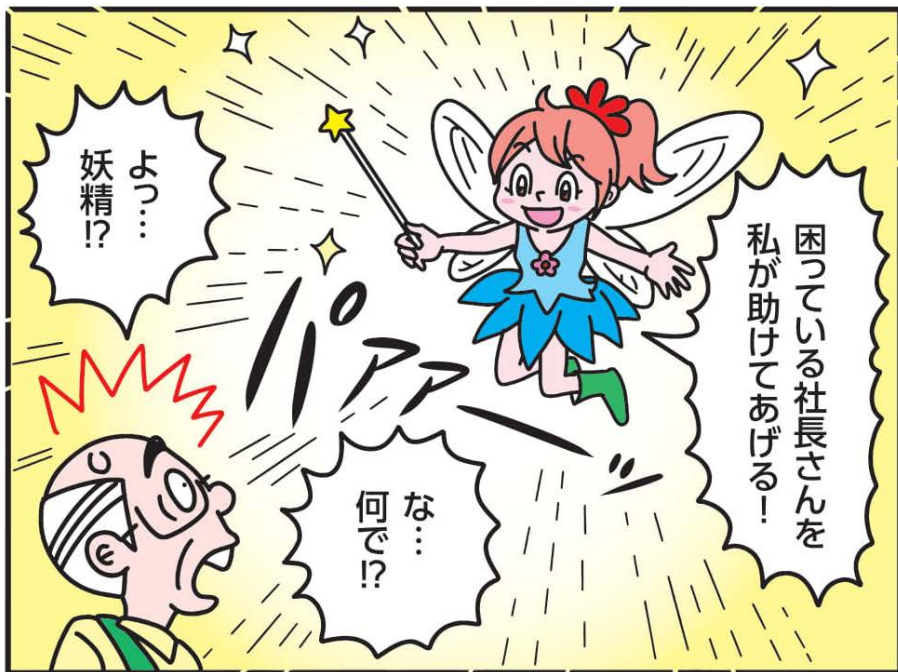
マンガで
わかる！

在籍型出向

2021年9月
とある地方都市。
ここにも悩める経営者が一人……







大手スーパー

SUPER SUPER

BIG SUPER

〇〇

出向なんて
大手がやるもの
じゃないのかあ？

キラーン

私が教えて
あげるわ！

百聞は一見にしかず。
一緒に来て

は、は、は...

うちは地元密着型の
スーパーチエーン
だからなあ...

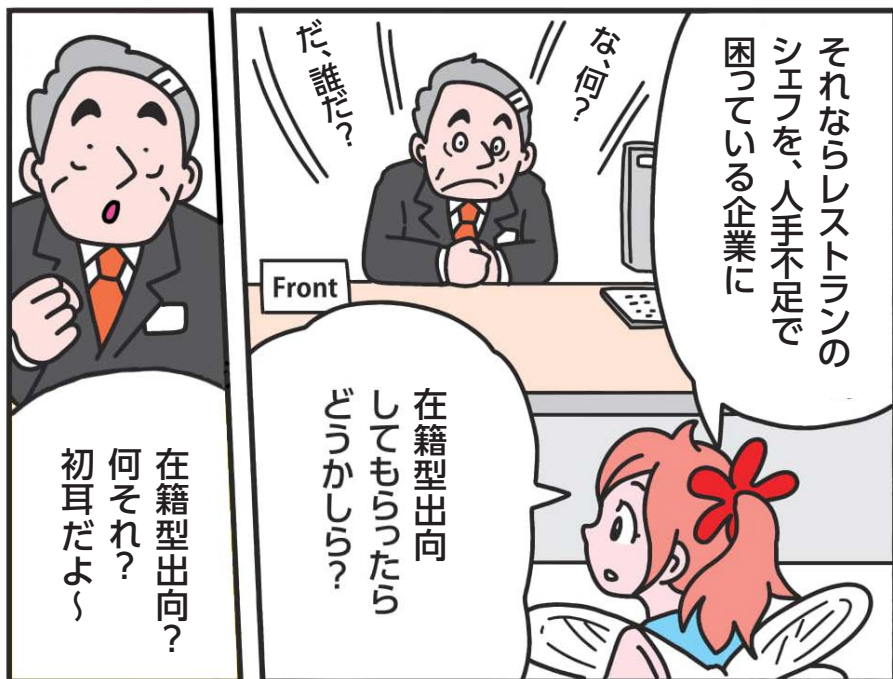
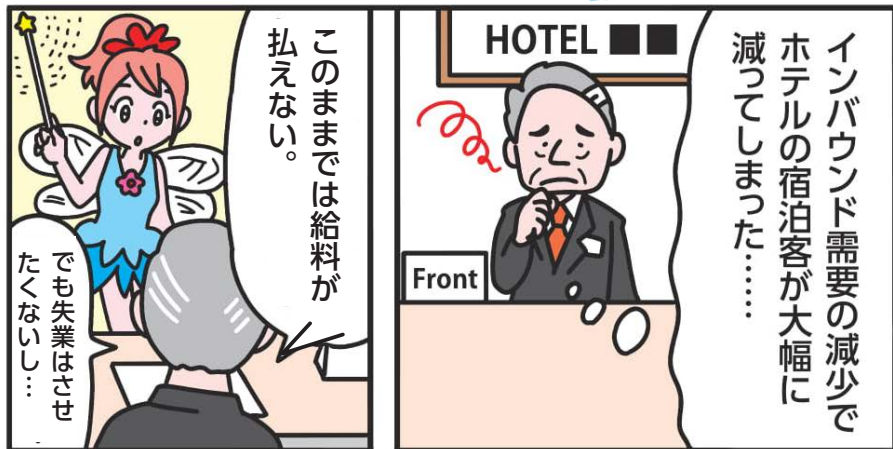
カー
カー
カー

SUPER MARKET

特売日

タイムスリップして
2人がやってきたのは……
1年前…

観光都市の小さなホテル



Q1

「在籍型出向」
って何？

A1

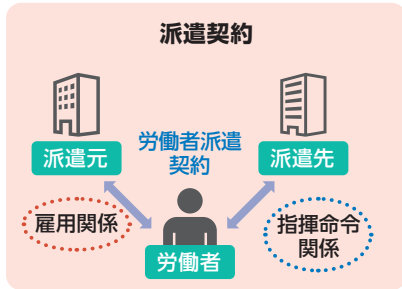
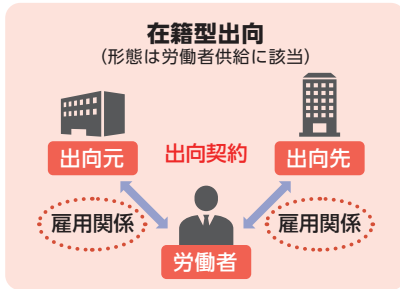
従業員の籍を自社(出向元)に置いたまま、別会社(出向先)の業務に従事させるしくみのことです。従業員は出向元・出向先両方の企業と雇用契約を結びます。

Q2

派遣との
違いは？

A2

派遣労働者は、派遣元企業とのみ、雇用契約を結びます。派遣先企業から業務に関する指示を受けるものの、雇用契約はありません。在籍型出向では、従業員は出向元企業、出向先企業それぞれと雇用契約を結ぶので、2つの雇用関係が成立します。



Q3

在籍型出向は
以前からあるのに、
最近話題になっ
ているのはなぜ？

A3

在籍型出向は、これまで、企業グループ間・関係会社間の雇用調整や人的交流において行われる傾向にありましたが、コロナ禍で、事業縮小した企業の雇用維持と慢性的な人手不足の業種が労働力を得るしくみとして、注目を集めています。

Q4

在籍型出向に
ついて、相談でき
るところは？

A4

最寄りの産業雇用安定センターにご相談ください。本冊子裏表紙や下記から連絡先が確認できます。

●産業雇用安定センター全国事務所・駐在所 所在地一覧
<http://www.sangyokoyo.or.jp/about/location/index.html#01>



産業雇用安定センターは、 在籍型出向のマッチングを支援しています。

産業雇用安定センターとは……

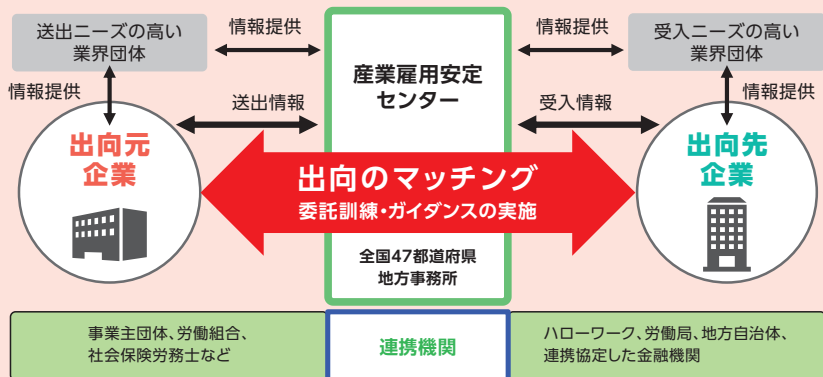
1987年、労働省(当時)、日経連、産業団体などが協働して設立。以来30余年にわたり「失業なき労働移動」を掲げ、出向・移籍などを支援。

- ・ 全国の労働局・ハローワークと連携
- ・ 全国47都道府県に事務所を設置
- ・ 相談、紹介、仲介、あっせんの費用は無料
- ・ 出向支援の実績およびノウハウが豊富
(設立以来、22万人の出向・移籍の支援実績)
- ・ 1人の求職者に1人のコンサルタント体制を整備

最初から最後まで、
一人の人が担当
してくれるんだ。
安心!

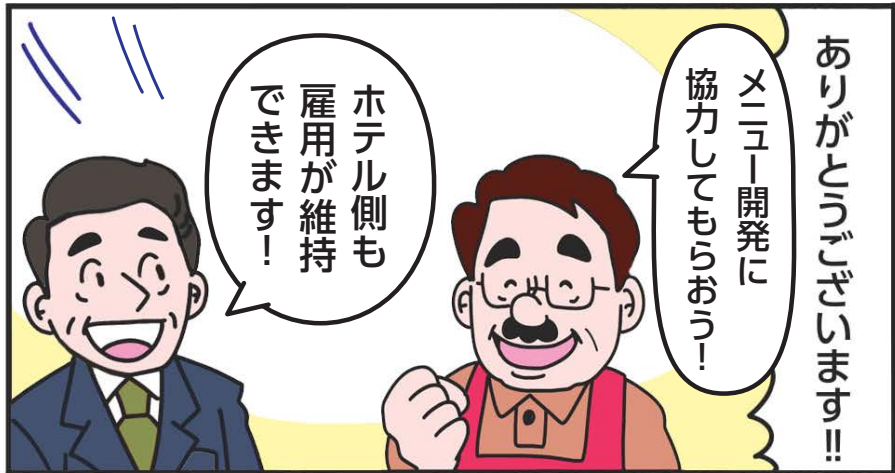


雇用を守るための出向移籍プログラム2020



相談
受付
中!

2020年6月1日、産業雇用安定センターは、「雇用を守るための出向移籍プログラム2020」の取組みを開始しました。上図のように、出向元企業および出向先企業それぞれの関係各所と連携しながら、双方企業に対して在籍型出向のマッチングを無料で行っていきます。



タイムスリップして
現在

2021年に戻ってきた2人...

在籍型出向は出向先とも雇用関係を結ぶのか。そのまま出向先に……なんてことはないのかな？

繁忙期だけ人を増やしたい、コロナが収束するまでは事業縮小せざるを得ない、といった企業のニーズをマッチさせているの。ハローワークからセンターを紹介される人も多いわ。



でもこういって、始めるのが大変なんじゃない？



Q1

どんな準備が必要？

A1

在籍型出向は、おおむね以下のステップで進めます。

従業員の
個別同意
就業規則等の整備
労使の話し合い

出向先の選定
出向先との
話し合い

出向契約の
締結

労働条件等の
整備

スタート

従業員の理解を深めるために、出向先企業の職場見学を行ったり、出向希望者を募ったりする企業もあります。



Q2

出向契約で
定めておくことは？

A2

次のようなことを定めます。

出向期間／職務内容／職位、勤務場所／就業時間、休憩時間／休日、休暇／出向負担金、通勤手当、時間外手当、その他手当の負担／出張旅費／社会保険・労働保険／福利厚生 of 取扱い／勤務状況の報告／人事考課／守秘義務／損害の賠償／途中解約／その他(特記事項)

Q3

出向先企業が
チェックしておきたいことは？

A3

次のようなことを定めます。

契約期間／労働契約を更新する場合の基準／就業場所および従事すべき業務／労働時間、休日、休暇／賃金／退職に関する事項など

就業規則(出向規程)や出向契約書の参考例が見られるサイトがあります。
詳しくはP19をご覧ください。





在籍型出向の例



事例1 観光バス業から精密部品輸送業へ

〈出向元企業〉

訪日外国人旅行者を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。

〈出向先企業〉

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので、出向として受け入れたい。

事例2 業務用酒類販売業から生活協同組合へ

〈出向元企業〉

緊急事態宣言の発出による居酒屋・レストランからの酒類や各種飲料の受注が大幅に減少し、配送担当従業員の雇用が過剰となった。雇用の維持を最優先に考え、出向を活用した。

〈出向先企業〉

家庭での食材や日用品の注文により繁忙を極めているが、配送ドライバーや物流センターのピッキング要員が確保できていなかった。

事例3 旅行代理店から保育園へ

〈出向元企業〉

インバウンド観光客を対象とする旅行企画・営業がほとんど稼働していない状況だが、担当者の雇用は維持したいので出向を活用したい。

〈出向先企業〉

保育園での給食の調理補助者が育児休業をすることとなったので、1年間の有期雇用での求人を出していたが、出向での受け入れを考えたい。



産業雇用安定助成金について

- 対象：新型コロナウイルス感染症の影響で、雇用維持を図るための在籍型出向を実現した出向元事業主と出向先事業主
- 対象期間：2021(令和3)年1月1日以降に行った出向が対象
※助成対象となる出向期間は1カ月～最長2年間まで
- 助成金の種類
 - ・出向初期経費：1人あたり最大15万円
 - ・出向運営経費：出向期間中の賃金や教育訓練経費等に対して上限12,000円/日

※助成金の支給にはさまざまな条件があります。詳しくはP19に案内のサイト等をご確認ください。



給与や雇用保険料・社会保険料の取扱い

Q & A

Q1

給与はどちらが支払う?

A1

給与の支払い方法は、主に以下の2つがあります。
①出向先企業が直接従業員に支払う ②出向先企業が
出向元企業に支払い、出向元企業が従業員に支払う
なお、給与額は出向元と出向先で決めます。

Q2

雇用保険料は
どうなる?

A2

2つ以上の企業と雇用関係にある従業員の場合、生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている企業のみ、雇用保険の被保険者となります。つまり上記①の場合は出向先、②の場合は出向元となります。

Q3

労働者災害保険
はどうなる?

A3

労働災害は実際に従業員が労務を提供している企業に適用されます。出向先で指揮命令を受けて業務に従事しているので、出向先企業で労働者災害補償保険を適用することとなります。

Q4

厚生年金保険・
健康保険は
どうなる?

A4

従業員に直接、給与を支給する企業が適用されます。A1の回答で①の場合は出向先、②の場合は出向元となります。ただし、実際の費用負担については、出向元、出向先双方の企業で話し合い、出向契約にきちんと記載しておきましょう。

コンサルタントさんが話し合いの場を設定してくれます。
十分に話し合うことができるから、経営者も安心!





あれ？ 振り向いた妖精の顔が一瞬、別の人の見たのは気のせいでしょうか…

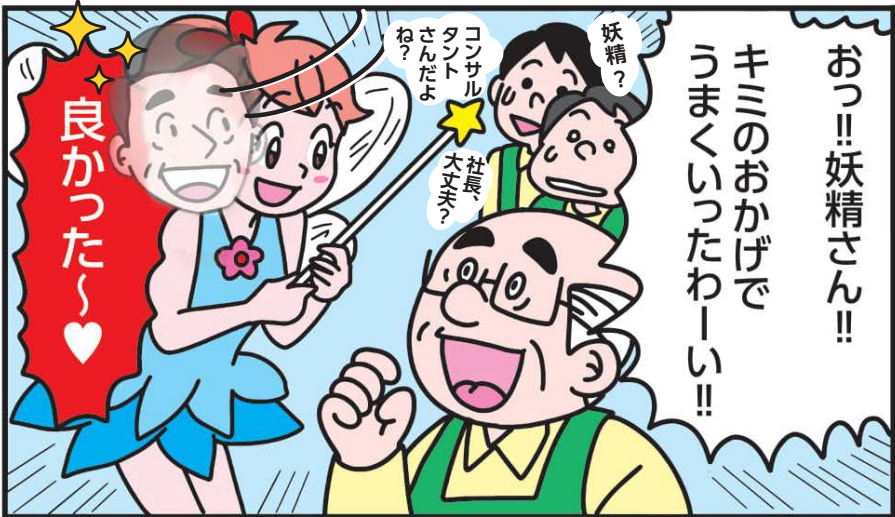
それから数カ月後

ありがとうございます！
ごぞいます！

いらっしやいませ！

SUPER MARKET

特売日



在籍型出向を、もっと詳しく知るために

下記のサイトでは、在籍型出向について詳しく説明しています。
ぜひ、ご参考ください。

● 公益財団法人産業雇用安定センター

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

※就業規則（出向規程）および出向契約書の参考例のワード文書をダウンロードすることができます。



● 産業雇用安定センター紹介動画【在籍型出向制度：大阪事務所】

<https://www.youtube.com/watch?v=lsEuXAB-XZI>



● 厚生労働省 在籍型出向支援

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_00001.html



● 在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/000739527.pdf>



● 動画による「在籍型出向で従業員の雇用を守りませんか」

<https://www.youtube.com/watch?v=LJ77IHkzBYy>

※動画内で使用しているスライドは「在籍型出向支援」ページにて確認できます。



● 産業雇用安定助成金ガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/000734455.pdf>



● 動画による産業雇用安定助成金のポイント解説

<https://www.youtube.com/watch?v=8QPdgRHwLaU>



産業雇用安定センター 都道府県事務所

			TEL	FAX
北海道事務所	〒060-0001	札幌市中央区北1条西2-1 札幌時計台ビル8階	011-232-3853	011-232-1138
青森事務所	〒030-0801	青森市新町2-2-4 青森新町二丁目ビルディング8階	017-777-8702	017-777-8688
岩手事務所	〒020-0022	盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル5階	019-625-0434	019-621-8087
宮城事務所	〒980-0014	仙台市青葉区本町1-1-1 大樹生命仙台本町ビル9階	022-726-1826	022-216-7700
秋田事務所	〒010-0951	秋田市山王3-1-7 東カンビル4階	018-823-7024	018-883-4215
山形事務所	〒990-0034	山形市東原町2-1-20 山形ロイヤルセンチュリービル4階	023-624-8404	023-624-8518
福島事務所	〒960-8031	福島市栄町6-6 NBFユニックスビル10階	024-523-4520	024-523-4521
茨城事務所	〒310-0803	水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル4階	029-231-6044	029-233-3602
栃木事務所	〒320-0811	宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル6階	028-623-6181	028-650-4143
群馬事務所	〒371-0844	前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル3階	027-255-2586	027-280-3402
埼玉事務所	〒330-0845	さいたま市大宮区仲町3-13-1 住友生命大宮第二ビル2階	048-642-1121	048-646-4915
千葉事務所	〒260-0045	千葉市中央区弁天1-15-3 リードシー千葉駅前ビル6階	043-216-3670	043-216-3675
東京事務所	〒160-0023	新宿区西新宿4-15-3 住友不動産西新宿ビル3号館5階	03-5358-7421	03-5358-7425
神奈川事務所	〒231-0013	横浜市中区吉町6-68-1 横浜関内地所ビル3階	045-680-1231	045-681-0240
新潟事務所	〒950-0087	新潟市中央区東大通1-2-25 北越第一ビル10階	025-245-3520	025-242-3181
富山事務所	〒930-0857	富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10階	076-442-6900	076-439-2860
石川事務所	〒920-0869	金沢市上堤町1-12 金沢南町ビル4階	076-261-6047	076-234-7651
福井事務所	〒910-0005	福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル4階	0776-24-9025	0776-24-9045
山梨事務所	〒400-0031	甲府市丸の内2-16-4 丸栄ビル5階	055-235-6236	055-235-6252
長野事務所	〒380-0921	長野市栗田源田窪1000-1 長栄長野東口ビル3階	026-229-0555	026-229-0333
岐阜事務所	〒500-8163	岐阜市鶴舞町2-6-7 ワークラザ岐阜3階	058-246-7060	058-246-7062
静岡事務所	〒420-0851	静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階	054-255-1343	054-652-3259
浜松駐在	〒430-0928	浜松市中区板屋町110-5 浜松第一生命日通ビル13階	053-458-3621	053-458-3622
愛知事務所	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル4階	052-583-8876	052-583-8886
三重事務所	〒514-0009	津市羽所町700 アスト津2階	059-225-5449	059-221-6197
滋賀事務所	〒520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階	077-526-3991	077-526-2761
京都事務所	〒604-8162	京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623 第11長谷ビル9階	075-211-2331	075-253-3066
大阪事務所	〒540-6591	大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル4階	06-6947-7663	06-6949-4487
兵庫事務所	〒650-0022	神戸市中央区元町通6-1-8 東栄ビル1階	078-366-4252	078-366-1080
奈良事務所	〒630-8115	奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル4階	0742-24-2015	0742-24-2017
和歌山事務所	〒640-8317	和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階	073-432-4690	073-432-4731
鳥取事務所	〒680-0835	鳥取市東品治町102 鳥取駅前ビル3階	0857-20-1500	0857-20-1502
島根事務所	〒690-0007	松江市御手船場町551 ニッセイ松江ビル6階	0852-27-1151	0852-27-1180
岡山事務所	〒700-0826	岡山市北区磨屋町10-20 磨屋町ビル4階	086-233-3081	086-233-1227
広島事務所	〒730-0036	広島市中区袋町3-17 シンヨービル9階	082-545-6800	082-541-5377
福山駐在	〒720-0812	福山市豊町1-1-1 福山信愛ビル7階	084-927-3511	084-927-3512
山口事務所	〒754-0014	山口市小郡高砂1-8 MY小郡ビル4階	083-973-8071	083-974-5135
徳島事務所	〒770-0841	徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル5階	088-626-9511	088-626-9512
香川事務所	〒760-0054	高松市常盤町1-3-1 瓦町FLAG9階	087-802-6355	087-802-6357
愛媛事務所	〒790-0003	松山市三番町4-11-1 住友生命松山三番町ビル4階	089-931-5494	089-913-7023
高知事務所	〒780-0822	高知市はりまや町1-5-1 テンテツ・ターミナルビル5階	088-861-3011	088-861-3013
福岡事務所	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビル6階	092-465-6295	092-434-5272
北九州駐在	〒802-0001	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2階	093-531-7806	093-531-7906
佐賀事務所	〒840-0816	佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル10階	0952-22-7163	0952-27-9163
長崎事務所	〒850-0057	長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館5階	095-826-5626	095-832-2211
熊本事務所	〒860-0806	熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル6階	096-359-3526	096-319-1055
大分事務所	〒870-0021	大分市府内町3-4-20 大分恒和ビル7階	097-538-0512	097-540-5420
宮崎事務所	〒880-0812	宮崎市高千穂通1-6-35 住友生命宮崎ビル3階	0985-38-7210	0985-38-7758
鹿児島事務所	〒890-0053	鹿児島市中央町26-18 南日本中央ビル4階	099-812-9551	099-258-9101
沖縄事務所	〒900-0014	那覇市松尾1-19-1 合人社沖縄県庁前アネクス9階	098-860-0750	098-860-0760

キャリア人材バンク（専用窓口）

東京・立川	〒190-0012	立川市曙町2-36-2 ファーレ立川センタースクエア7階	042-512-9844	042-512-9845
あいち	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル4階	052-583-8876	052-583-8886
大阪梅田	〒530-0001	大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル2階	06-6147-9213	06-6147-9256
本部	〒136-0071	東京都江東区亀戸2-18-10 住友生命亀戸駅前ビル	03-5627-3600	03-5627-3650